

審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部人材育成課
内線番号	5102

No.	項目	内容
①	処分名	技能検定合格証の再交付
②	法令名	職業能力開発促進法施行規則
③	法令番号	昭和44年労働省令第24号
④	根拠条項	第69条
⑤	処分権者	
⑥	法令の定め	第六十九条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を滅失し、若しくは損傷したとき、又は氏名を変更したときは、合格証書の再交付を申請することができる。 2 前項の申請は、様式第十六号により作成した技能検定合格証書再交付申請書(指定試験機関が試験業務を行う場合にあっては、当該指定試験機関が定める様式により作成したもの)を合格証書を交付した都道府県知事(指定試験機関が試験業務を行う場合にあっては、指定試験機関。次項において同じ。)に提出して行わなければならない。この場合において、当該申請が合格証書を損傷したことによるものであるときは合格証書を、氏名を変更したことによるものであるときは合格証書及び氏名を変更したことを証する書面を添えなければならない。
⑦	審査基準	記載の内容が適正であるかどうか。 所定の手数料が納付されているか。 申請の理由が妥当であるか。 合格証書の破損による場合は、合格証書が添付されているか。 氏名の変更による場合は、合格証書及び氏名を変更したことを証する書類が添付されているかどうか。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	人材育成課職業訓練推進係
⑬	備考	